

2019(令和元)年度 福祉サービス第三者評価

調査結果報告書

さくら保育園

契約日	2019年	6月	29日
		5	
職員報告会	2019年	10月	26日

2019年10月26日
特定非営利活動法人
介護と福祉の調査機関おきなわ

福祉サービス第三者評価結果

①第三者評価機関名

2019（令和元）年度

特定非営利活動法人 介護と福祉の調査機関おきなわ

契約日	2019年 6月29日
確定日	2019年10月26日

②事業者情報

名 称： さくら保育園	種 別： 保育所
代表者氏名： 香村 直子	定員 (利用室数)： 180 名
所 在 地： 〒902-0064 沖縄県那覇市寄宮1-16-10	
TEL 098-832-4549	

③総評

◇特に評価の高い点
<p>1、子どもが主体的に活動できる一つの取り組みとして、食事時間を子どもが自分で決めて食べている。 子どもが主体的に活動できるように、食事時間を選択制にしている。2クラスずつある1～2歳児は、先に食べたい子どもが一つのクラスで食事をし、遊びを継続したい子どもは他のクラスで好きな遊びを続けられるようになっている。3歳児以上はランチルームでクラスごとに時間差をつけて、食べたい時に活動の区切りを子ども自身で決めて食堂へ移動し、好きなテーブルで食事ができるようになっている。配膳や下膳、テーブル拭きなども子どもが自主的に行っている。</p>
<p>2、今年度の課題について職員間で話し合い、子どもが主体的に活動できる環境を整備して子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。 今年度の園の課題として環境整備に取り組み、乳児では長時間過ごすことに適した生活と遊びのための床間と畳間、ベッドルームが用意され、保育室では安心して過ごせるように仕切りの安全柵を設置し、月齢にあった様々な遊具やコーナーで探索活動ができるようになっている。1～2歳児のクラスは、生活や活動遊びのコーナーを工夫し、一人ひとりの子どもが自分のやりたい遊びや活動ができるように配慮されている。3歳児以上では、子どもが「絵を描きたい」という一つの活動場面で、紙の種類を揃え、書く道具を子どもが選べる環境を整えるなど細やかな配慮がされている。子どもの発達に応じて季節感を取り入れた園内や園庭での遊び、及び教材を用意して子どもたちがそれぞれに選択し、主体的に活動できる保育を展開している。</p>
<p>3、健康診断や歯科健診の結果を保育に反映し、食後のフッ素洗口を実施している。 嘱託医による健診をそれぞれ年2回実施し、看護師により結果は児童票に記録し、各クラス担任から保護者へ通知するとともに、健診結果を集計して「園だより」でも報告している。歯科健診集計の結果により、2歳児から虫歯の増加傾向が見られるため、食後のフッ素洗口を2歳児後半から開始している。3～4歳児クラスでは、歯磨きに関する絵本の読み聞かせを行い、歯磨きの習慣化に取り組んでいる。予防接種については、MR1期（麻疹・風疹混合ワクチン）の接種状況を確認し、未接種児童は保護者に連絡し、予防接種の情報を乳児室や玄関掲示板で知らせている。</p>

◇改善を求められる点

1、全体的な計画、及び指導計画の見直しが期待される。

全体的な計画が作成され、保育所の理念、保育の方針や目標にもとづいて編成されている。子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態なども考慮し、保育に関わる職員が参画して編成している。

園が実践している障害児保育や長時間保育、異年齢交流の夏季保育、小学校との連携等、実践している内容の計画への追記、保育所保育指針で改定された乳児の3つの視点にもとづくねらい・内容、満1歳からの教育の内容や幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（10項目）の視点を考慮した全体的な計画の見直し、及び全体的な計画や年間指導計画への評価・反省欄の追加が望まれる。

2、標準的な実施方法（マニュアル）の見直し、及び職員への周知徹底が期待される。

マニュアルは、保育、管理、運営の分野に区分して整備されている。入退園児の対応、感染症や体調不良時への対応、プライバシー保護や虐待防止マニュアル、苦情対応マニュアル等多岐にわたるマニュアルが整備され、各クラスに設置し、職員がいつでも確認できるようになっている。一部のマニュアルは見直され、給食時間の変更、保育士の業務内容や台風時の対応を見直して改定年度が表示されている。

全体的な計画や指導計画の作成については、新保育所保育指針にもとづいたマニュアルの作成、及びその他のマニュアルについても見直しを図り、その過程が分かるように制定や改定年月日の記載、及び職員への周知徹底が望まれる。

3、保育園の業務全般における記録の整備、及び情報の共有が期待される。

保育指導計画にもとづく記録は、パソコンのネットワークシステムが使用され、子どもの発達状況や生活状況等が統一した様式で記録されている。保育内容の記録は、職員によって差異が生じないように園内で勉強会も実施している。保護者の理解を得る機会として、登降園時の保護者からの連絡事項をクラス連絡簿に記入している。

家庭との連携や保護者が安心して子育てできる支援として、家庭での状況や保護者との個人面談等の情報交換の内容や口頭での相談等についても必要に応じて記録することが望まれる。

④第三者評価結果に対する事業者のコメント

・平成29年に新保育所保育指針が告示され、園の環境や保育の見直しを職員一同取り組んできました。自園の取り組みがこれでいいものなのか？と考えつつ、いろんなアイディアからできた環境が第三者評価において一番評価されたことが、職員一同自信につながると思います。職員の力の大きさに気づかされました。これからも、子どもに必要な環境作り（ハード面、ソフト面）に努めていき、子どもはもちろんのこと子どもたちに関わる方々も大事にしていける園を目指したいと思います。

・マニュアルの読み合わせの必要性を強く感じました。また、会議等（保護者の面談含む）もすべて記録し、子ども一人ひとりの成長を次のクラス担任へと繋げていくこと、保護者の想いに寄り添うことの大切さを再認識することができました。

・2度目の第三者評価を受け、自園の足りない部分を知ることができ、これからの課題としてしっかり取り組んでいこうと思いました。たくさんの資料を通しての評価、ありがとうございました。

⑤各評価項目にかかる第三者評価結果

福祉サービス第三者評価 保育所版 評価結果

項 目		評価 結果
I 福祉サービスの基本方針と組織		
I-1 理念・基本方針		
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている		
1	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
判断 基準	a 法人(保育所)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。	
	b 法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。	
	c 法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されていない。	
着 眼 点	○ ア 理念、基本方針が文書(事業計画等の法人(保育所)内の文書や広報誌、パンフレット、ホームページ等)に記載されている。	
	○ イ 理念は、法人(保育所)が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人(保育所)の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	
	○ ウ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	
	○ エ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	
	○ オ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。	
	○ カ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	
	○ キ 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。(保育所)	
コメント	理念・基本方針の明文化と周知については、保育園のパンフレットや入園のしおりに明記され、ホームページで公開している。理念・基本方針は、子ども一人ひとりの能力を最大限に発揮できる教育・保育の使命や目指す方向等を読み取ることができ、職員の行動規範となる内容となっている。理念や基本方針は、職員には職務会で周知し、保護者等には入園時に「入園のしおり」をもとに説明し、4月の親子遠足時の保護者総会等でも説明して周知が図られている。	
I-2 経営状況の把握		
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
判断 基準	a 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	
	b 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。	
	c 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。	
着 眼 点	○ ア 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	
	○ イ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。	
	○ ウ 子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(保育所)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	
	○ エ 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。	
コメント	保育園を取り巻く環境と経営状況の把握について、社会福祉事業全体の動向については園長が毎月の那覇市園長会や沖縄県私立保育園連盟等に出席して把握している。福祉計画については、那覇市こども・子育て支援事業計画の策定動向の内容を得て把握している。那覇市の待機児童解消プロジェクトにもとづき、ふれあい保育が継続実施されている。毎月、税理士事務所との話し合いが設定されておりコスト分析や利用率等の分析を行っている。	

項 目		評価結果
3	② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
判断基準	a	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
	b	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。
	c	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。
着眼点	○ ア	経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
	○ イ	経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。
	○ ウ	経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
	○ エ	経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。
コメント	経営課題を明確にした取り組みとして、職員の待遇改善と人材確保を図るために理事会の同意を経て昨年度多数の非常勤職員を正規職員に任用替えしている。人件費アップや賞与の扱いの課題については、職員に対して人件費比率が8割を超えていることを説明している。保育士の確保に伴う入所児童の増加が課題であることも伝えている。経費節減のため職員に節約を促し、消耗品の節約や節電にも取り組んでいる。	
I-3 事業計画の策定		
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
判断基準	a	経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
	b	経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していない。
	c	経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。
着眼点	○ ア	中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。
	○ イ	中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
	○ ウ	中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
	○ エ	中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。
コメント	中・長期的なビジョンを明確にした計画の策定については、理念や基本方針の実現に向けた重点項目として事業・財務・人事計画が記載されている。事業内容については、法人として昨年度は、認定子ども園の受託が実現し、人事では、非常勤職員を正規職員に任用替えし、人材確保・待遇改善が実現されている。財務については、人件費や30年後の建て替え資金の準備等が計画的に行われている。 中・長期計画は、重点項目について数値目標や具体的な成果等を設定し、評価を行うことや必要に応じた見直しが求められる。	

項目		評価結果
5	② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
判断基準	a 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。	
	b 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。	
	c 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。	
着眼点	○ ア 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。	
	○ イ 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	
	○ ウ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。	
	エ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
コメント	<p>中・長期計画を踏まえた単年度の計画策定については、中・長期計画に基づいた単年度の計画が策定され、人材確保の面から職員の賞与や研修等が明記されている。保育については、今年度から3・4歳児に関して、子ども園に進級する園児の要録を作成し、繋がりのある保育を目指すことが明示されている。体育教室を異年齢合同で実施し、新たな保育活動として2歳以上の園児対象の絵画教室の計画がある。子どもの主体性に応じた保育の実施については、食事時間の選択制、ランチルームを活用した食育、夏季保育による異年齢保育が行われている。</p> <p>子どもの主体性に応じた保育の実施についての事業計画への追記、及び環境構成についての毎月の職員会を活用した取り組みの事業計画への明記が望まれる。単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定し、実施状況の評価が行える内容となることが望まれる。</p>	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
判断基準	a 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	
	b 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。	
	c 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。	
着眼点	○ ア 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	
	○ イ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。	
	○ ウ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	
	○ エ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	
	○ オ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。	
コメント	<p>事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しについては、職務会で意見を集約している。英語教室の時間帯を変更し、園だよりについては保護者の意見を取り入れて3ヶ月毎の発行に変更している。事業計画は、保育士や厨房職員も参加して策定されている。事業計画は職務会等で職員に周知されており、毎月の会議終了後に環境構成について話し合い、作業等に取り組んでいる。行事等終了後は、職務会で話しあって評価を行っている。</p>	

項 目		評価結果
7	② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
判断基準	a 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。	
	b 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。	
	c 事業計画を保護者等に周知していない。	
着眼点	○ ア 事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。	
	○ イ 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。	
	○ ウ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。	
	○ エ 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	
コメント	事業計画の保護者等への周知については、保護者総会の資料の中で事業計画について説明している。事業計画はホームページで公開され、保育園玄関のピロティに掲示されている。年間行事計画は年度始めに保護者に配布し、園だよりやクラスだよりでも周知されている。	
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
判断基準	a 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	
	b 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。	
	c 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。	
着眼点	○ ア 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。	
	○ イ 保育の内容について組織的に評価(C:Check)を行う体制が整備されている。	
	○ ウ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的を受審している。	
	○ エ 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。	
コメント	保育の質の向上に向けた取り組みとして、PDCAサイクルにもとづいてパートを含む全職員に対し、毎年、保育所自己評価と保育士自己評価が実施されている。各自己評価の集計結果についてはクラス会議やリーダー会議、職務会等で課題について分析検討している。第三者評価を定期的を受審している。	

項 目		評価結果
9	② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
判断基準	a 評価結果を分析し、明確になった保育所として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。	
	b 評価結果を分析し、保育所として取り組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。	
	c 評価結果を分析し、保育所として取り組むべき課題を明確にしていない。	
着眼点	ア 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	
	イ 職員間で課題の共有化が図られている。	
	ウ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	
	エ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	
	オ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。	
コメント	<p>評価結果にもとづく保育所として取り組むべき課題の明確化と改善策の実施については、評価結果から明確になった課題について、職務会等で検討し共有化が図られている。改善策として子どもの主体性に配慮した環境構成に取り組むことを決定している。実施に当たっては、毎月1回職務会後の時間に園庭整備や各クラスの環境整備等を行っている。そのため、保護者に環境整備のある土曜日の家庭保育の協力を依頼し、厨房職員も新メニューの提案に取り組んでいる。改善の実施状況については写真や記録を玄関に掲示して保護者に伝えている。</p> <p>評価結果にもとづく課題の文書化、及び必要に応じた改善計画の見直しが望まれる。</p>	
II 組織の運営管理		
II-1 管理者の責任とリーダーシップ		
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
判断基準	a 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。	
	b 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。	
	c 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。	
着眼点	ア 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	
	イ 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。	
	ウ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	
	エ 平常時のみならず、有事(災害、事故等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	
コメント	<p>施設長の役割と責任を職員に対して明らかにし、理解を促す取り組みについて、園長は保育所の経営・管理に関する方針と取り組みを職務会やグループライン等で全職員に伝えている。自らの役割と責任について、保護者総会や園だより等でも説明している。園長の役割と責任は職務分掌で明文化されており職務会等で周知が図られている。有事における役割や園長不在時の対応については、主任が代理で対応することが明確にされている。</p>	

項 目			評価 結果
11	②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
判断 基準	a	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。	
	b	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。	
	c	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。	
着 眼 点	○ ア	施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。	
	○ イ	施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	
	○ ウ	施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	
	○ エ	施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	
コメント	<p>遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みとして、園長は、遵守すべき法令等を理解しており、関係業者等との取引は経営規程にもとづいて適正な関係を保持している。法令遵守の観点での経営や雇用・労使関係の研修を受講するとともに、法人会計については毎月税理士事務所との会議を行い、労務関係については社会保険労務士から助言を得て取り組んでいる。園長は、休憩時間の取得方法について社会保険労務士を講師に職員研修を実施している。 勤務時間変更や残業問題等について関係法規の十分な理解が望まれる。</p>		
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
12	①	保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
判断 基準	a	施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。	
	b	施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	
	c	施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。	
着 眼 点	○ ア	施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	
	○ イ	施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。	
	○ ウ	施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	
	○ エ	施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。	
	○ オ	施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	
コメント	<p>保育の質の向上に関する取り組みへの指導力の発揮について、園長は、保育の質の現状について年2回の保育所の自己評価や職員の個人面談をもとに評価・分析している。保育の質に関する課題については職務会等で具体的な取り組みについて話し合い、子どもたちの主体性を活かす環境構成に取り組んでいる。園長は、毎月、職務会後の2時間を環境構成に関する実践研修として指導力を発揮し、職員とともに取り組んでいる。保育の質向上のため、個人の希望と職員間のバランスに配慮しながら外部研修等に職員を派遣している。</p>		

項 目		評価結果
13	② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
判断基準	a	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
	b	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
	c	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。
着眼点	ア	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
	○ イ	施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
	○ ウ	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
	○ エ	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。
コメント	経営の改善や業務の実効性を高める取り組みへの指導力の発揮について、園長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、非常勤職員の正規職員への任用替えによる人件費率が80パーセントを超えたことを職員に周知し職務会等を通して「節約」を呼びかけ実践している。基本方針の実現に向けた働きやすい環境整備等では、保育業務全般（保育時間や出席簿の管理、保育記録）のシステム導入で保育士の事務軽減が図られている。園長や担当との連絡や保護者との連絡、職員間の連絡がラインで情報共有されている。	
II-2 福祉人材の確保・育成		
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
判断基準	a	保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
	b	保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
	c	保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。
着眼点	○ ア	必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
	イ	保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
	ウ	計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。
	○ エ	法人(保育所)として、効果的な福祉人材確保(採用活動等)を実施している。
コメント	必要な福祉人材の確保・定着等に関する計画の確立と取り組みについて、福祉人材の確保・定着等に関する基本的な考え方は、中・長期計画に記載されている。福祉人材の確保については、ハローワークや沖縄県総合支援センターでの募集、職員や実習生への声かけ等を行っている。保育の提供に関わる専門職の配置、人材育成については、昨年度から幼稚園教諭の免許更新を主任がリストアップして対象職員に研修受講を勧めている。 必要な福祉人材や人員体制についての具体的な計画の策定が望まれる。	

項 目		評価結果
15	② 総合的な人事管理が行われている。	a
判断基準	a	総合的な人事管理を実施している。
	b	総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
	c	総合的な人事管理を実施していない。
着眼点	○ ア	法人(保育所)の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。
	○ イ	人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)が明確に定められ、職員等に周知されている。
	○ ウ	一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
	○ エ	職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
	○ オ	把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
	○ カ	職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができています。
コメント	<p>総合的な人事管理の実施については、法人の理念・基本方針にもとづく「期待する職員像等」が基本情報に明示されている。就業規則には保育事業従事者としての服務心得が示されている。園長は年2回の自己評価や個人面談により職務に関する遂行能力や貢献度等を評価している。職員処遇の水準について、保育士の確保・定着を図るため、昨年度は非常勤職員を正規職員への任用替えをし、ボーナス支給基準の明確化が図られている。職務会では処遇改善の観点から当園に児童を入所させている職員(保育士)の延長保育料無償化の議論もなされている。介護・育児休暇や育児時間の取得を積極的に活用するよう勧めており、職員が働き続けることができる、途中退職者のいない職場環境になっている。</p> <p>人事基準の明確化と職員への周知に期待したい。</p>	
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a
判断基準	a	職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取組んでいる。
	b	職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
	c	職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。
着眼点	○ ア	職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
	○ イ	職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
	○ ウ	職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
	○ エ	定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
	○ オ	職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
	○ カ	ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
	○ キ	改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
	○ ク	福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。
コメント	<p>職員の就業状況や意向の把握と働きやすい職場づくりの取り組みについては、労務管理に関する責任者としての園長の役割が管理規定に明記されている。職員の有給休暇の取得状況については、副主任が年次有給休暇の個別台帳で把握し、勤務状況を勘案して公平な年休取得ができるように配慮している。就業規則で職員は年1回の健康診断が義務づけられ、傷病のための療養休暇が定められている。福利厚生については、財団法人沖縄県社会福祉共済会と福祉医療機構社会福祉施設職員退職手当共済に加入している。職員の家庭事情に配慮し、子育てや介護のための育児短時間勤務や介護短時間勤務が可能になっている。</p> <p>働きやすい職場環境の改善について、更なる取り組みを期待したい。</p>	

項 目		評価結果
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
判断基準	a	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
	b	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
	c	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。
着眼点	○ ア	組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
	○ イ	個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
	ウ	職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
	エ	職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
	オ	職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。
コメント		<p>職員一人ひとりの育成に向けた取り組みについては、「期待する職員像」が基本情報に明示されており、園長は年度始めや毎月1回の職務会等で職員に期待する職員像を伝えている。目標管理の仕組みについては、保育所自己評価票で目標が設定され、年2回の園長による個人面談が行われている。</p> <p>職員一人ひとりの目標設定については、現在使用されている保育所自己評価票の目標項目の設定を徹底し、目標の進捗状況や年度末の達成状況を確認して目標管理等を行うことが望まれる。</p>
18	② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
判断基準	a	保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
	b	保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
	c	保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。
着眼点	○ ア	保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
	○ イ	現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
	ウ	策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
	エ	定期的に計画の評価と見直しを行っている。
	オ	定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。
コメント		<p>職員の教育・研修に関する基本方針や計画の策定と教育・研修の実施については、保育所が目指す保育を実施するため、職場研修マニュアルには基本方針に「期待する職員像」が記載され、現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、階層別の職員の役割と研修課題が示されている。教育・研修については、那覇市こどもみらい部の研修計画にもとづいて外部研修計画が作成されている。</p> <p>期待する職員像の育成に向けた教育・研修計画を策定し、定期的に計画や研修内容等の評価と見直しが望まれる。</p>

項 目			評価結果
19	③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
判断基準	a	職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。	
	b	職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。	
	c	職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。	
着眼点	○ ア	個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	
	○ イ	新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。	
	○ ウ	階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。	
	○ エ	外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	
	○ オ	職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	
コメント	<p>職員ひとり一人の教育・研修の機会の確保について、園長は職員の知識・技術水準、専門資格の取得状況を把握している。新任職員の育成は、副主任を中心に掃除やシフト勤務内容、記録やシステムの操作、保護者対応等がOJTで行われている。園長や主任等の階層別研修、キャリアアップ、保育士や調理人研修等の職種別研修、虐待対応等のテーマ別研修等の実績があり、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修が実施されている。外部研修に関する情報提供では、主任が幼稚園教諭の更新研修対象職員を把握して受講を促している。職員の意向を尊重して外部研修に参加できるよう配慮している。</p> <p>研修成果を評価・分析して次の研修計画に反映させることが望まれる。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
20	①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
判断基準	a	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。	
	b	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。	
	c	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。	
着眼点	○ ア	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。	
	○ イ	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。	
	○ ウ	専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。	
	○ エ	指導者に対する研修を実施している。	
	○ オ	実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	
コメント	<p>実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する取り組みについては、事業計画に地域との関わりに位置づけて明記し、マニュアルが整備されている。誓約書は、学校側が作成したものを提出させ、実習プログラムは、0歳から5歳までの全クラスを経験し、行事にも関わられるように個別に準備している。実習生の担当は、主任保育士と副主任保育士で、指導者として保育に関する各種研修を受講している。実習期間中の学校側との連携は、担当教員が1回以上来園し、電話等でも連絡する体制となっている。</p> <p>実習生の事前説明については、職員には事前に口頭で説明し、保護者には掲示して伝え、子どもたちにはクラスに入ったときに紹介しているが、事前説明についてもマニュアルに追記する等、マニュアルの見直しが望まれる。</p>		

項 目		評価結果
Ⅱ-3 運営の透明性の確保		
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
判断基準	a 保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。	
	b 保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。	
	c 保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。	
着眼点	○ ア ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	
	○ イ 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。	
	○ ウ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。	
	○ エ 法人(保育所)の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人(保育所)の存在意義や役割を明確にするように努めている。	
	○ オ 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	
コメント	運営の透明性を確保するための取り組みとして、ホームページで保育の理念や方針、保育の目標や内容、事業報告、決算報告以外に、第三者評価の受審結果や苦情対応結果についての情報も公開されている。第三者評価の受審結果と苦情対応については、園内への掲示等により公表も行っている。保育園見学者には保育所の理念や方針、保育目標、保育内容が記載されたパンフレットを配布している。	
22	② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
判断基準	a 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	
	b 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。	
	c 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。	
着眼点	○ ア 保育所における事務、経理、取引等に関するルールが明確にされ、職員等に周知している。	
	○ イ 保育所における事務、経理、取引等に関する職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	
	○ ウ 保育所における事務、経理、取引等について、必要に応じて外部の専門家に相談し、助言を得ている。	
	○ エ 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	
	○ オ 外部監査の活用等により、事業、財務に関する外部の専門家によるチェックを行っている。	
	○ カ 外部監査の結果や公認会計士等による指導や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	
コメント	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取り組みについて、事務や経理、取引等に関するルールは経理規程に記載され、園長が会計責任者になっている。物品購入等については職務会で周知されている。毎月、税理士事務所から来所して予算や収支をチェックし、必要に応じて指導や助言があり、翌月に改善して確認してもらっている。毎年、経理の専門家による内部監査も実施している。	

項 目		評価 結果
Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献		
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
判断基準	a	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
	b	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
	c	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。
着眼点	○ ア	地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
	○ イ	活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。
	○ ウ	子どもの個別状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
	○ エ	保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。
	○ オ	個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。
コメント	子どもと地域との交流を広げるための取り組みとして、事業計画に地域との関わりについて明記し、地域交流を計画に位置づけて、ふれあい保育や園庭開放に取り組み、園児が参加者と交流している。地域の情報は掲示板で保護者に提供し、自治会の祭りや近隣スーパーの夕涼み会、高齢者施設の敬老会等の地域行事に職員と一緒に出かけている。ハロウィンの日に銀行を、勤労感謝の日は消防署を訪問し、園児が作ったクッキーやムーチー等を近所の方に配ることもあり、子どもと地域の人びととの交流を支援している。個々の子ども・保護者のニーズに応じて、ファミリーサポートセンターや行政のこども発達支援センターを紹介し、「子ども救急ハンドブック」は全保護者に配布している。	
24	② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	a
判断基準	a	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
	b	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
	c	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。
着眼点	○ ア	ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
	○ イ	地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。
	○ ウ	ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している
	○ エ	ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
	○ オ	学校教育への協力を行っている。
コメント	ボランティア等の受け入れに対する体制の確立として、事業計画に地域との関わりに位置づけて、小・中・高校生との交流や職場体験学習の受け入れを明記し、マニュアルが整備されている。ボランティア・職場体験の基本姿勢がマニュアルに明記され、ボランティア受け入れに際してはオリエンテーションを実施して配慮すべきことや対応方法などを説明し、誓約書も提出させている。ボランティア受け入れの登録手続や事前説明についても追記する等、マニュアルの見直しに期待したい。	

項目		評価結果
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
判断基準	a	子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
	b	子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
	c	子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。
着眼点	○ ア	当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
	○ イ	職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
	○ ウ	関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
	○ エ	地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
	○ オ	地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
	○ カ	家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。(保育所)
コメント	<p>保育所として必要な社会資源については、行政の窓口や児童相談所、こども発達支援センター、ファミリーサポートセンター、学校等の資料が準備され、職員間で共有されている。園長が園長会に出席しており、児童相談所からの電話や職員の来所もある。発達支援が必要な子どもについては、こども発達支援センターから定期的な巡回指導がある。家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応については、那覇市子育て応援課と連携し、要保護児童対策地域協議会に園長が出席したことがある。</p> <p>着眼点オは、地域に関係機関・団体があり、非該当である。</p>	
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	① 保育所が有する機能を地域に還元している。	a
判断基準	a	保育所が有する機能を、地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。
	b	保育所が有する機能を、地域に開放・提供する取組を行っているが、十分ではない。
	c	保育所が有する機能を、地域に開放・提供する取組を行っていない。
着眼点	○ ア	保育所のスペースを活用して地域の保護者や子ども等との交流を意図した取組を行っている。
	○ イ	保育所の専門性や特性を活かし、地域の保護者や子ども等の生活に役立つ講演会や研修会等を開催して、地域へ参加を呼びかけている。
	○ ウ	保育所の専門性や特性を活かした相談支援事業、子育て支援サークルへの支援等、地域ニーズに応じ地域の保護者や子ども等が自由に参加できる多様な支援活動を行っている。
	○ エ	災害時の地域における役割等について確認がなされている。
	○ オ	多様な機関等と連携して、社会福祉分野に限らず地域の活性化やまちづくりに貢献している。
コメント	<p>保育所が有する機能の地域への還元は、子どもとの交流を目的として、地域の保護者や子どもが自由に参加できるふれあい保育や園庭開放に取り組み、希望者には食事の体験も実施している。保育所見学者には、栄養士による育児講座「離乳食の作り方」への参加も呼びかけている。災害時の地域における役割等については、隣接する高齢者施設に災害時の協力についての依頼文書を送している。地域自治会の祭りの際は、保育園を打ち合わせの場所に提供し、ポスター作りの協力をし、当日は園児と一緒に保育士も参加して、司会や販売係、片付けまでを引き受け、地域の活性化に貢献している。</p>	

項 目			評価 結果
27	②	地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
判断 基準	a	地域の具体的な福祉ニーズを把握し、これにもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。	
	b	地域の具体的な福祉ニーズを把握しているが、これにもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。	
	c	地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を行っていない。	
着眼 点	○	ア 保育所の機能を地域に還元することなどを通じて、地域の福祉ニーズの把握に努めている。	
		イ 民生委員・児童委員等と定期的な会議を開催するなどによって、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。	
		ウ 地域住民に対する相談事業を実施するなどを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。	
	○	エ 関係機関・団体との連携にもとづき、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。	
		オ 把握した福祉ニーズにもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。	
		カ 把握した福祉ニーズにもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	
コメント	<p>地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動について、地域の福祉ニーズは、園長会を通して把握するとともに、主任保育士がふれあい保育や園庭開放、保育園見学の参加者から相談を受けるなど把握に努めている。</p> <p>民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催や地域住民に対する相談事業の実施などにより、具体的な福祉ニーズを把握し、把握した福祉ニーズにもとづく地域貢献に関わる事業・活動を事業計画等に明示して実施することが望まれる。</p>		
Ⅲ 適切な福祉サービスの実施			
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス			
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
28	①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
判断 基準	a	子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。	
	b	子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。	
	c	子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。	
着眼 点	○	ア 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	
	○	イ 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	
	○	ウ 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、保育の標準的な実施方法等に反映されている。	
	○	エ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。	
	○	オ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。	
	○	カ 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。(保育所)	
	○	キ 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。(保育所)	
	○	ク 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。(保育所)	
コメント	<p>子どもを尊重した保育について共通理解をもつための取り組みとして、保育の理念や方針に、子どもを尊重した保育の実施が明示され、「全国保育士会倫理綱領」にもとづく情報管理マニュアルに人権尊重やプライバシー保護が明記されている。職員は虐待防止研修を受講し、園長は職務会で職員の言葉遣い等についても話をしている。保育実践の振り返りで年2回自己評価を実施し、年度末に集計結果を職務会で報告し掲示もしている。子ども同士が喧嘩した時は、双方の話をしっかり聴いて相手の気持ちも理解できるように支援している。さりげなく靴を並べる子やクラス担当が清掃をすると自主的にちり取りを持ってくる子、障害のある子の世話を「私にさせて」と言ってくる子もおり、子どもが互いを尊重する心を育てるための支援を行っている。クラス名簿は誕生日順とする等、性差への固定的な対応をしないように配慮している。子どもの人権を尊重した保育については、園長が保護者総会や行事等の挨拶でも話をしている。</p> <p>マニュアル「『人権』を守る保育をする、差別用語を言わない、書かない」を使って研修を実施する等、子どもを尊重した保育についての更なる取り組みが望まれる。</p>		

項 目			評価結果
29	②	子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	b
判断基準	a	子どものプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーと権利擁護に配慮した保育が行われている。	
	b	子どものプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーと権利擁護に配慮した保育が十分ではない。	
	c	子どものプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備していない。	
着眼点	○ ア	子どものプライバシー保護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	
	○ イ	子どもの虐待防止等の権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	
	○ ウ	子どものプライバシー保護と虐待防止に関する知識、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務、利用者のプライバシー保護や権利擁護に関する規程・マニュアル等について、職員に研修を実施している。	
	○ エ	一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。	
	○ オ	子ども・保護者にプライバシー保護と権利擁護に関する取組を周知している。	
	○ カ	規程・マニュアル等にもとづいた保育が実施されている。	
	○ キ	不適切な事案が発生した場合の対応方法等が明示されている。	
コメント	<p>子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育については、プライバシー保護や情報管理、虐待対応マニュアルが整備されている。虐待についてのチェック表も準備され、虐待対応責任者は主任保育士になっている。園のホームページ上の園児の個人情報（写真等）は、パスワードを使用して見ることとなっている。職場研修マニュアルには「全国保育士会倫理綱領」を実践し、人権に配慮した保育を目指すことと明記されている。職員は虐待防止研修を受講し、差別用語や言葉遣いについては勉強会を実施している。着替え時はカーテンを閉め、トイレは外部から見えないように扉をつけて配慮されている。子どもや保護者へのプライバシー保護と権利擁護に関する取り組みについての説明は、クラス懇談会や保育参加時、プール活動が始まる前に担任が話をしている。職員は、前日と同じ服を着ている子どもは登園後早めに入浴させ、入浴時にはアザなどがいないか気をつけて確認する等、マニュアルにもとづいた保育を実施している。不適切な事案が発生した場合の対応については、通告義務についてもマニュアルに明記されている。</p> <p>マニュアルを使って研修を実施する等、プライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育について更なる周知徹底が望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
30	①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
判断基準	a	利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。	
	b	利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。	
	c	利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。	
着眼点	○ ア	理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。	
	○ イ	保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。	
	○ ウ	保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。	
	○ エ	見学等の希望に対応している。	
	○ オ	利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	
コメント	<p>利用希望者が保育所を選択するために必要な情報の提供については、保育の理念や方針、保育内容等を誰でも見られるようにホームページで公開している。保育園の見学希望者には主任保育士がパンフレットを使用して個別に対応している。パンフレットは、写真やイラストを使ってわかりやすく作成され、保育内容等に変更があった場合は見直しをしている。</p>		

項 目			評価 結果
31	②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
判断 基準	a	保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。	
	b	保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。	
	c	保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。	
着眼 点	○ ア	保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。	
	○ イ	保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。	
	○ ウ	説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。	
	○ エ	保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。	
	○ オ	特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	
コメント		保育の開始・変更にあたっての保護者等への説明については、入退園マニュアルが整備され、入園時は重要事項説明書を用いて説明して、同意書を得ている。同時に説明する保育のしおりには、入園にあたっての留意事項や年齢別の日課、準備する持ち物や年間行事等が記載されている。配慮が必要な保護者には、わかりやすい言葉を選んで繰り返し説明し、着替えセットについては現物を見てもらって視覚に訴える等の工夫もしている。若い保護者には、クラス担任が対応して理解しやすい説明に努めている。保育内容の変更時は担任がクラス毎に説明している。	
32	③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
判断 基準	a	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。	
	b	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。	
	c	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。	
着眼 点	ア	保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。	
	○ イ	保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。	
	ウ	保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。	
コメント		保育所等の変更にあたっての保育の継続性に配慮した対応については、保育所の利用終了後の保護者等からの相談担当者がクラス担任となっている。 他の保育所に変更した場合は要録を送付し、担任が1～2か月後に電話する等の対応をしている。保育所変更の場合の手順と引き継ぎ文書の作成、及び保育所の利用終了後の相談方法や担当者について記載した文書を作成して渡すことが望まれる。	

項 目		評価結果
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	①	利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。 a
判断基準	a	利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
	b	利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
	c	利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。
着眼点	○ ア	日々の保育のなかで、子どもの満足度を把握するように努めている。(保育所)
	○ イ	保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。(保育所)
	○ ウ	保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足度を把握する目的で定期的に行われている。(保育所)
	○ エ	職員等が、利用者満足度を把握する目的で、保護者会等に出席している。(保育所)
	○ オ	利用者満足に関する調査の担当者等の設置、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。(保育所)
	○ カ	分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。(保育所)
コメント	利用者満足の上昇を目的とする仕組みの整備と取り組みについて、利用者満足に関する調査の担当者は園長で、職員は送迎時やクラス交流会等において子どもの満足度を把握するように努めている。個別面談やクラス懇談会、保護者総会、必要に応じて保護者役員会が開催されている。行事後や年度末に保護者アンケートを実施し、集計結果は職務会で報告後、各クラスで回覧、掲示して公表している。複数の子どもが入園している保護者から「年齢別に運動会を実施すると2回参加せざるを得ない。兄弟姉妹一緒に行事を楽しみたい」との要望があり、検討して一緒に運動会を実施することにしている。	
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。 a
判断基準	a	苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
	b	苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
	c	苦情解決の仕組みが確立していない。
着眼点	○ ア	苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。
	○ イ	苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。
	○ ウ	苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
	○ エ	苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
	○ オ	苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。
	○ カ	苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。
	○ キ	苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。
コメント	苦情解決の仕組みの確立と周知・機能については、苦情解決の体制が整備され、重要事項説明書に記載するとともに、沖縄県福祉サービス運営適正化委員会のポスターを掲示し、意見箱を設置している。保護者アンケートを年1回実施している。苦情内容に関する検討の経過や対応策については、第三者委員への報告までの記録が保管され、保護者等にフィードバックし、掲示して公表するとともに、ホームページでも公開している。保護者から保育士の言葉遣いについての苦情があり、全職員に報告・注意し、職員が言葉遣いを意識する等、保育の質の向上に関わる取り組みが行われている。	

項 目			評価 結果
35	②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
判断 基準	a	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。	
	b	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。	
	c	保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。	
着眼 点	○ ア	保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	
	○ イ	保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	
	○ ウ	相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	
コメント		<p>保護者が相談や意見を述べやすい環境の整備と保護者等への周知については、重要事項説明書に相談窓口や第三者委員の連絡先が記載されている。福祉サービス運営適正化委員会のポスターが掲示され、事務室の主任の席の真上には相談窓口の表示がある。保護者からの相談には送迎時や個人面談時にクラス担任が対応し、相談場所として事務室の一角を仕切って利用することもある。</p> <p>苦情解決の仕組みについては、ポスターだけではなく苦情解決の流れの掲示、及び重要事項説明書の相談先として福祉サービス運営適正化委員会の記載も期待したい。</p>	
36	③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
判断 基準	a	保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。	
	b	保護者からの相談や意見を把握しているが、組織的かつ迅速に対応していない。	
	c	保護者からの相談や意見の把握、対応が十分ではない。	
着眼 点	○ ア	相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	
	○ イ	対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	
	○ ウ	職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	
	○ エ	意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。	
	○ オ	職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	
	○ カ	意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。	
コメント		<p>保護者からの相談や意見に対する組織的かつ迅速な対応については、マニュアルが整備されている。保護者からの意見や要望は、担任に口頭や専用メール（園と保護者の連絡網）で寄せられている。日々の保育については、2歳児以下は送迎時に連絡帳を活用し、3歳児以上は口頭で説明し、保護者からの相談や意見についてはクラス連絡簿に記載して翌朝のミーティングで話し合っ対応している。アンケートで保護者の意見を把握し、集計結果は職務会で検討され公表している。保護者から「散歩時は熱中症対策をして欲しい」との要望を検討し、水分を多めに摂取させる等、各クラスで対応している。</p> <p>マニュアルの定期的な見直し、及び相談や意見を受けた際の記録の方法や対応策の検討についての追記が望まれる。</p>	

項 目		評価結果
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。 b
判断基準	a	リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
	b	リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
	c	リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。
着眼点	○ ア	リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネジャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
	○ イ	事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。
	ウ	子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
	エ	収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
	○ オ	職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
	○ カ	事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。
コメント	<p>安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制の構築について、リスクマネジメントに関する責任者は園長とし、危機管理マニュアルを整備して職員への周知に努めている。事故防止や安全確保策の実施状況については、毎月実施する遊具点検結果やヒヤリ・ハット、及び事故発生状況について職務会で報告され、園庭の鉄棒での接触事故には、子どもたちの待機場所を設置する等をルール化し、砂場の水たまりは業者に整備を依頼する等の対応策が検討されている。不審者侵入防止策として園の出入り口に監視カメラを設置し、事務室のモニターで確認できるようにしている。毎年プール遊びの開始前には、職員を対象に看護師によるAEDの使用方法等の勉強会を行っている。今年7月には、各クラス代表者を中心に、昨年発生した園での事故(怪我)の集計結果を踏まえ再発防止に向けた検討会議が開催されている。</p> <p>園外で発生した子どもの安全を脅かす事例の収集、及び職員参画による収集事例の検討の取り組みが望まれる。</p>	

項 目		評価結果
38	②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。 a
判断基準	a	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
	b	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
	c	感染症の予防策が講じられていない。
着眼点	○ ア	感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
	○ イ	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
	○ ウ	担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
	○ エ	感染症の予防策が適切に講じられている。
	○ オ	感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。
	○ カ	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。
	○ キ	保護者への情報提供が適切になされている。(保育所)
コメント	<p>感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制の整備と取り組みについては、感染症対策の責任者は園長とし、看護師が保健リーダーとして保健衛生に関する計画や指導を行うことを職務内容に明示している。衛生管理マニュアルに「食中毒発生時や感染症発生時の対応と日頃の予防策や蔓延防止策」が記載され実践している。各保育室の手洗い場やトイレには酸性水とアルカリ水用の機器が整備され、おもちゃや床等の用途に応じて使い分け、室内の消毒と衛生保全に努めている。排便や嘔吐物の処理には次亜塩素酸入りの消毒薬を使用している。感染症予防策として看護師が子どもの予防接種状況を把握し、入園のしおりで「登園してはいけない病気」を一覧表にして説明している。マニュアルは職員が閲覧できるよう各保育室に設置されている。職員には毎年健康診断やインフルエンザの予防接種が行われ、乳児担当職員や給食担当職員には毎月の検便を義務付けるとともに給食担当者チェック表で毎日、健康、衛生管理状況を把握している。職員は「乳児に多い疾患と予防接種」や「食中毒発生予防のための調理実施後の衛生管理」等の研修を受講している。園内での感染症発生時は、乳児室と玄関の掲示板に感染症名と日々の発生人数を表示するとともに「感染症のお知らせ」で発生している感染症の症状や予防法、登園の可否などを保護者に情報提供している。</p>	

項 目			評価結果
39	③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
判断基準	a	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	
	b	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。	
	c	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。	
着眼点	○ ア	災害時の対応体制が決められている。	
	○ イ	立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。	
	○ ウ	子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。	
	○ エ	食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	
	○ オ	防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。	
コメント	<p>災害時における子どもの安全確保のための組織的な取り組みについては、園長を隊長とする自衛消防団が組織され、災害・台風・地震・不審者等への対応についての危機管理マニュアルが作成されている。年間災害訓練計画を作成し、毎月、火災や地震、不審者等を想定した訓練を行い、12月と8月には消防署と連携し通報訓練が行われている。各クラスには非常持ち出し箱が設置され、中には子どもの安否確認や保護者への連絡ができるよう出席簿（保護者への時間外連絡表）や携帯電話等が収納されている。災害発生時の緊急避難場所を決めているが、隣接の福祉施設にも緊急時の避難場所としての協力を依頼している。備蓄については、備蓄食品一覧表が作成され、乾パンやミルク、アレルギー対応クッキー等が用意されている。災害発生時の避難経路として2階からの非常すべり台や緊急はしごを整備し、耐震用のピアノ受け皿も設置する等、安全対策が施されている。</p> <p>重要事項説明書や園のしおりにも災害発生時の子どもの安否確認や連絡方法等を記載するとともに保護者への周知を図り、子どもや職員の数に対応できる備蓄食品の確保、地域のハザードマップを活用した地震等、災害に備えた訓練の実施、及びマニュアルの再整備が望まれる。</p>		
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保			
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
40	①	保育について標準的な実施方法が文書化され、保育が提供されている。	b
判断基準	a	保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。	
	b	保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。	
	c	保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。	
着眼点	○ ア	標準的な実施方法が適切に文書化されている。	
	○ イ	標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。	
	○ ウ	標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。	
	○ エ	標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。	
	○ オ	標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。（保育所）	
コメント	<p>保育についての標準的な実施方法の文書化と保育の提供については、保育・管理・運営等の業務マニュアルが整備されている。プライバシー保護や虐待防止マニュアル、情報管理マニュアルには、人権尊重やプライバシー保護の視点が明示されている。マニュアルは各クラスに設置し、職員がいつでも確認できるようにしている。アレルギー食対応については、調理担当職員をはじめ全職員に周知して実践されている。</p> <p>標準的な実施方法（マニュアル）について各職員がそれに沿って実践できているかを確認する仕組みの構築、及びアレルギー食対応以外のマニュアルについても職員への周知徹底が望まれる。</p>		

項 目			評価結果
41	②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
判断基準	a	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。	
	b	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。	
	c	標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。	
着眼点	○ ア	保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。	
	○ イ	保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。	
	○ ウ	検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。	
	○ エ	検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。	
コメント	<p>標準的な実施方法の見直しについては、毎年度末や行事開催後の反省や保護者アンケート結果等を踏まえ、職務会で検討している。今年度は7月に給食時間を変更し、各保育士の業務内容を見直している。昨年度は、危機管理マニュアルの台風時の対応を見直し、改定年度が表示されている。その他のマニュアルについても見直し過程が分かるように、制定や改定年月日の記載が望まれる。全体的な計画や指導計画の作成にあたっては、新保育所保育指針にもとづいたマニュアルの作成を行い、全体的な計画に養護と教育についての乳児の3つの視点や満1歳児からの5領域、及び幼児期の終わりまでに育って欲しい姿の10項目等が反映されることが望まれる。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
42	①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b
判断基準	a	アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立しており、取組を行っている。	
	b	アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。	
	c	アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立していない。	
着眼点	○ ア	指導計画策定の責任者を設置している。	
	○ イ	アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。	
	○ ウ	さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。	
	○ エ	保育課程にもとづき、指導計画が策定されている。(保育所)	
	○ オ	子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。(保育所)	
	○ カ	計画の策定にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。	
	○ キ	指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。(保育所)	
	○ ク	支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。	
コメント	<p>アセスメントにもとづく指導計画の策定については、責任者を園長とし、各クラス担当者が作成した指導計画を副主任、主任、園長が決裁している。アセスメントは、入園前の面接や児童票等を使用して行い、保護者との個別面談も実施して意向を確認している。全体的な計画にもとづいて乳児から5歳児までの年間指導計画書が作成され、クラスごとに月案と週案が作成され、3歳未満児は個別指導計画書が作成されている。障害のある子どもや特別な配慮を要する子どもには、年3回、保護者やこども発達支援センター職員、担当職員と園長等が参加して合議を行い、保護者の同意を得て特別保育支援計画が作成されている。</p> <p>全体的な計画は新指針に沿って作成するとともに、各クラスの年間指導計画書の様式に評価・反省の記入欄の追加が望まれる。</p>		

項目		評価結果
43	② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
判断基準	a	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
	b	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
	c	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。
着眼点	○ ア	指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
	○ イ	見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
	○ ウ	指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
	○ エ	指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
	○ オ	評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。(保育所)
コメント	<p>定期的な指導計画の評価・見直しについては、年間指導計画を、毎年2月に各クラスで検討して3月に作成している。月案は月末、週案は週末に各クラス担当者全員が参加して評価・反省を実施し、子どもの姿をとらえ、次のねらいに反映させている。例えば「遊びの中で友だち同士の考えの違いでトラブルが起きた場面が見られた」には「遊びや生活の中で相手の話を聞き、相手の立場を考え優しい気持ちを持てるようにする」ことを次の計画のねらいとして位置付けている。指導計画を緊急に変更する場合の事例として、運動会の開催に向けて晴天時と雨天時の場所を設定することで、当日の天候にも柔軟に対応できるようにし、職員にも周知されている。</p> <p>指導計画の評価・見直しについては、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順の作成、保育の質の向上に関わる課題等を明確にすることが望まれる。</p>	
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
判断基準	a	子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
	b	子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
	c	子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。
着眼点	○ ア	子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。
	○ イ	個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。
	○ ウ	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
	○ エ	保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
	○ オ	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。
コメント	<p>子どもに関する保育の実施状況の適切な記録と職員間での共有については、パソコンのネットワークシステムを構築し、子どもの発達状況や生活状況等を統一した様式で記録し、職員間で情報が共有されている。乳児と1歳児の健康状況はディリー日誌に記録し、3歳未満児は個別の指導計画にもとづいて実施記録が作成されている。保育内容の記録については、職員によって差異が生じないよう園内で勉強会も実施されている。登降園時の保護者からの連絡事項は連絡簿に記入し、各クラスの職員間の申し送り時もクラス連絡簿が活用されている。感染症の発生等、急を要する情報はラインで各職員やクラスに連絡し、事故発生や配慮の必要な子ども等、共有すべき事項は職務会で報告して事故の再発防止や日々の保育に活かされている。</p> <p>保育の実施記録作成に向けては、内容や書き方に差異が生じないよう記録要領の作成に期待したい。</p>	

項目		評価結果	
45	②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
判断基準	a	子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。	
	b	子どもに関する記録の管理について規程が定められ、管理が行われているが、十分ではない。	
	c	子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。	
着眼点	○ ア	個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。	
	○ イ	個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。	
	○ ウ	記録管理の責任者が設置されている。	
	○ エ	記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。	
	○ オ	職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。	
	○ カ	個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。	
コメント	<p>子どもに関する記録の管理体制として「個人情報保護法に関する保育園の方針」が策定され、子どもの記録の保管、使用、廃棄、情報の提供等に関する内容が規定されている。記録管理の責任者は園長となっており、入園時に個人情報の保護方針について保護者に説明し、子どもの写真の使用等についての同意書を得ている。日々の記録は保育室の中で作成し、保健記録等の個人台帳は事務室に保管している。個人情報の保護については、就業規則の服務規律で個人情報の漏洩を禁じ、職員採用時は守秘義務について誓約書を徴するとともに毎年度末の職務会で全職員に周知し、個人情報保護規程等を遵守している。</p> <p>重要事項説明書に個人情報の保護方針について追記することに期待したい。</p>		
A-1 保育内容			
A-1-(1) 保育課程の編成			
46	A①	① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	b
判断基準	a	保育課程は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ編成している。	
	b	保育課程は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ編成しているが、十分ではない。	
	c	保育課程は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ編成していない。	
着眼点	○ ア	保育課程は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて編成している。	
	○ イ	保育課程は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて編成している。	
	○ ウ	保育課程は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して編成している。	
	○ エ	保育課程は、保育に関わる職員が参画して編成している。	
	○ オ	保育課程は、定期的に評価を行い、次の編成に生かしている。	
コメント	<p>保育所の理念、保育の方針や目標にもとづく子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じた全体的な計画の編成について、全体的な計画は、児童憲章や児童の権利に関する条約、児童福祉法の趣旨や保育所の理念、保育の方針や目標にもとづいて編成されている。子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態なども考慮し、年に一度保育に関わる職員が参画して編成している。</p> <p>園が実践している障害児保育や長時間保育、異年齢交流の夏季保育等、実践している内容の追記、保育所保育指針で改定された乳児のねらい・内容、満1歳からの教育の内容や幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（10項目）の視点を考慮した全体的な計画の編成が望まれる。</p>		

項 目

評価
結果

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

47	A②	①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
	判断基準	a	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	
		b	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。	
		c	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。	
	着眼点	○ ア	室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。	
		○ イ	保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。	
		○ ウ	家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。	
		○ エ	一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。	
		○ オ	食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。	
		○ カ	手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。	
	コメント	<p>生活にふさわしい、子どもが心地よく過ごすことのできる環境整備について、室温は外気の温度を考慮し、冷房機に表示されている温度表示で管理している。換気や採光、音などは、建物の設計で明り取りの工夫があり、午睡時や入り日（朝日）等に対してはカーテンで調節し、常に適切な状態を保持している。保育室のロッカーや棚などは固定され、安全に使用できるようにしている。戸外遊具は適宜安全チェックを行っている。乳児・1歳児の保育室のロッカーや柵、玩具やベット等は適宜消毒し、午睡用ゴザやマットは日干しして衛生が保たれている。2歳以上児の保育室の家具や階段、手すり等は子どもの安全に配慮された造りになっている。屋上には、栽培活動やプール遊び、園庭遊びの時に、適宜手洗いや足洗いができる洗い場やシャワーが設置されている。保育室では、登園時や午睡後に集団から離れて遊びたい、過ごしたいと思う子どものために、コーナーの工夫がある。すべての年齢に応じてテーブルの配置やいすの高さが調節され、年齢や一人ひとりのリズムに合わせた食事の時間調整が行われている。</p> <p>各部屋への温度計、湿度計の設置、及び乳児のトイレに直置きされていた洗剤の保管場所の固定、ランチルームのいすや床をふく雑巾で手を拭く子どもが見られたので手洗い後の衛生面について等、更なる安全・衛生面の環境整備を期待したい。</p>		
48	A③	②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
	判断基準	a	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	
		b	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。	
		c	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。	
	着眼点	○ ア	子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。	
		○ イ	子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。	
		○ ウ	自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。	
		○ エ	子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。	
		○ オ	子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。	
		○ カ	せかず言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。	
	コメント	<p>一人ひとりの子どもを受容する子どもの状態に応じた保育については、子どもの発達過程に応じて、食事時のテーブルの配置や時間調整が行われ、一人ひとりに合わせた工夫や配慮がある。家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差については、登園時や午睡時に寝不足傾向のある子どもには家庭での生活リズムを把握し、一人ひとりに合わせた対応がされている。室内から戸外活動へ移動する時も保育者が子どもの思いに寄り添った声かけを行っている。</p>		

項 目			評価結果
49	A④	③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
	判断基準	a 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	
		b 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。	
		c 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。	
	着眼点	○ ア 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。	
		○ イ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。	
		○ ウ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。	
		○ エ 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。	
		○ オ 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。	
	コメント	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備と援助について、1歳児においては登園後、好きな遊びの活動中に一人ひとりの子どもへ個々の排尿間隔に合わせて保育者が声をかけ、子どもが排尿する感覚や排尿できたことの達成感を味わうことができるような援助を行っている。着脱時には、直接肌が床につかないようマットやベンチを用意して着脱しやすくし、衛生面に配慮されている。2歳児においては、保育者は子どもが自分で着脱を行う姿を見守り、できないところは保育者がやり方を教える等、担任が共有して着脱できるようにしている。3歳以上児は、配膳や食事中の食べこぼしやかたづけなど、子どもが自分でできることは自分で行うよう援助している。子どもが自分でできていない場面では、保育者が子どもにやさしく語りかけ、援助し、基本的な生活習慣が習得できるような取り組みがなされている。	
50	A⑤	④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
	判断基準	a 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	
		b 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。	
		c 子どもが主体的に活動できる環境の整備や子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。	
	着眼点	○ ア 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。	
		○ イ 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。	
		○ ウ 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。	
		○ エ 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。	
		○ オ 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。	
		○ カ 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。	
		○ キ 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。	
		○ ク 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。	
		○ ケ 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。	
		○ コ 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。	
	コメント	子どもが主体的に活動できる環境整備や子どもの生活と遊びを豊かにする保育の展開については、4歳児の登園後の活動で、「絵を描きたい」という一つの活動場面で、紙の種類（チラシの裏、白紙、スケッチブック）や書く道具（クレヨン、クーピー、色鉛筆等）を子どもが選べる環境を整えている。どの年齢でも、子どもの発達を考慮し、季節感を取り入れた遊びや教材を用意して子どもたちが自由に選択をしている。園庭ではヤゴと触れ合い、水や砂を混ぜて遊ぶ、砂遊び、水遊び、固定遊具遊びをし、室内ではままごとやブロック遊び、お絵かき、探索活動等、様々な環境で自分のやりたい遊びを選択しており、季節に応じた活動を通して多様な経験や自然との触れ合いができています。様々な活動や作成した物を通して友だちと関わり、会話を楽しみ、遊びを継続するなど協働する姿が見られる。友だちと玩具の取り合いをするなどの自我の芽生えに配慮しながらも、年齢に応じて保育者が仲立ちし、子どもに友だちの思いや遊びの決まり等を伝える場面が見られる。	

		項 目	評価結果
51	A⑥	⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
		b 適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
		c 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	
	着眼点	○ ア 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。	
		○ イ 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。	
		○ ウ 子どもの表情を大切にし、応答的な関わりをしている。	
		○ エ 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。	
		○ オ 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。	
		○ カ 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。	
	コメント	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるような適切な環境の整備、保育の内容や方法への配慮については、乳児が長時間過ごすことに適した生活と遊びのために、掃除の行き届いた床間や畳間が用意され、登園時や保育中、子どもの状態や生活リズムに配慮(視診を行う等)し、子ども一人ひとりの状態を把握して適切に対応している。保育室で安心して過ごせるように仕切りの安全柵が用意され、月齢に合わせた様々な遊具やコーナーで探索活動ができるようになっている。乳児が大切にされていると感ずることができるように、日常的に保育者が乳児へ共感の言葉かけをし、優しいまなざしで見守り、乳児が安心して過ごせる環境となっている。家庭との連携として、日々の連絡帳の記録や送迎時の会話、クラスだより、個人面談などで、乳児のことを丁寧に伝え合い、共有することができている。	
52	A⑦	⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
		b 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
		c 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	
	着眼点	ア 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。	
		イ 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。	
		ウ 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。	
		エ 子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。	
		オ 保育士等が、友だちとの関わりの中立ちをしている。	
		カ 様々な年齢の子どもや保育士以外の大人との関わりを図っている。	
		キ 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。	
	コメント	3歳未満児(1・2歳児)の保育における、養護と教育が一体的に展開されるような適切な環境の整備、保育の内容や方法への配慮として、1歳児と2歳児のクラス(3歳未満児)は、共に2クラスあり、担当保育士が連携して生活や活動遊びのコーナーを工夫し、一人ひとりの子どもが自分のやりたい遊びや活動ができるように配慮されている。生活の場面では、食事は子どものリズムに合わせて食べたい子どもから食事ができるように場所の工夫をしている。2歳児では、3歳児クラスへの進級を見通して自分でできる生活や遊びを増やす取り組みがされている。午睡後、自分の寝具(バスタオル)をたたみ、自分から進んで午睡後のゴザを保育者に手伝ってもらいながら片付ける姿が見られ、生活に必要な体験ができるように配慮されている。家庭との連携においては、日々の連絡帳の記録や送迎時の会話、クラスだより、個人面談などで子どものことを丁寧に伝え合い、共有することができている。	

項 目			評価結果
53	A⑧	⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開がされるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
判断基準	a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
	b	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
	c	適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	
着眼点	○ ア	3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。	
	○ イ	4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。	
	○ ウ	5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。	
	○ エ	子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。	
コメント		<p>3歳以上児の保育における養護と教育の一体的な展開と適切な環境整備、保育の内容や方法への配慮については、3歳、4歳、5歳各年齢とも保育者が子どもの気持ちに寄り添い、「子どもにとっての良い環境」について定期的にクラス担当者と話し合い、取り組まれている。3歳児は、急かされることなく活動の区切りを子ども自身で決めて食事へ移動し、配膳や食事の片付けなどを意欲的に行っている。4歳児は、登園後やりたい遊びを自分で見つけて友だちと会話を楽しみながら活動している。保育者が扇風機の清掃をしていると子どもが自ら塵取りとほうきを持ってお手伝いをする姿が見られる。5歳児が、朝の異年齢で過ごす時間に、4歳の発達支援児の歩行サポート役を自ら保育士に申し出て、優しく声をかけて支援する姿もある。自分がやりたいこと(遊びや活動)を自分の納得するまでできる保育があり、子どもたちは保育者に見守られ、自分の思いを受け止めてもらうことで様々な日常の活動に意欲的に過ごす姿が見られる。保育者は、子どもの育ちや子どもの関わり合う姿を、送迎時やクラスだより、個人面談等で保護者に伝え、子どもが主体的に活動し、自己肯定感を持つことができるような環境を整える工夫をし、成長過程を見守り、適切に働きかけている。近隣のこども園や小学校と交流し、要録を作成して小学校へ提供している。</p>	

		項 目	評価結果
54	A⑨	⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。 b 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。 c 障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。	
	着眼点	○ ア 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。 イ 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。 ○ ウ 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。 ○ エ 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。 ○ オ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。 ○ カ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ○ キ 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要な知識や情報を得ている。 ○ ク 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。	
	コメント	<p>障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備と保育内容や方法の配慮については、発達支援児を3歳児と4歳児のクラスに3人ずつ受け入れており、専任が配置され、集団の中でも個別指導が行われている。特別保育支援年間計画に基づき、週・日案が作成され、日々の保育日誌が記録されている。保育計画は、年3回（5～6月、8月、1月）保護者と子ども発達支援センター、園長、担当職員が参加して評価・見直しがされている。子ども発達支援センターとの会議では、保護者や担当職員からの質問に対して専門的な助言を受けている。保護者からは会議の前に、保護者の聞きたいこと等を調整し、指導計画についても説明・同意を得るなど連携して保育が行われている。子ども同士の関わりとして、5歳児が手引きをして歩行サポート役をするなどの姿が見られた。研修については、療育教育部会や発達支援研修会が定期的実施され、他の保護者へは、障害児保育の実施について重要事項で説明している。</p> <p>子ども発達支援センターとの会議用として作成された計画書にもとづく保育の実施、及びクラス等の指導計画との関連付け、全体的な計画への障害児保育等の位置づけが期待される。</p>	
55	A⑩	⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。 b 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。 c 長時間にわたる保育のための保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。	
	着眼点	○ ア 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。 ○ イ 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。 ○ ウ 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。 ○ エ 年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。 ○ オ 保育時間の長い子どもに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。 ○ カ 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。 ○ キ 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。	
	コメント	<p>長時間にわたる保育のための環境整備と保育の内容や方法の配慮として、長時間保育については、1日の保育を見通して乳児においては、登園時すぐミルクを与えたり、朝食がまだの子どもには、軽食等を準備して対応している。延長実施時間は18時から19時までの1時間とし、通常保育から延長保育への移行についても、子どもの状態に配慮しながら繋いでいる。子どもが安心してできるよう1歳児から異年齢合同保育を実施し、18時30分までは保育士3人態勢、18時30分からは2人態勢で支援している。現在は1日平均15人程度の契約がされている。延長保育は、2歳児クラスの部屋で実施し、子どもが落ち着けるよう、部屋に敷物を敷いて配慮している。各クラス担当からの引き継ぎは「クラス連絡簿」に記録し、保護者に連絡している。保護者からの連絡や特記事項は、翌日のミーティングで報告する仕組みとなっている。延長対応の子どもへのおやつメニューは「玄関先の給食展示に合わせて当日記録する」ことが、月の献立表の欄外に明示されている。</p>	

		項 目	評価結果
56	A⑪	⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
	判断基準	a 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。 b 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。 c 小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮していない。	
	着眼点	○ ア 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。 ○ イ 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。 ○ ウ 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。 ○ エ 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。 ○ オ 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。	
	コメント	小学校との連携、就学を見通した計画にもとづく保育の内容や方法、保護者との関わりへの配慮として、保育の全体的な計画に小学校との連携が位置付けられ、それにもとづいて保育が行われている。主任や5歳児担当を中心として、子どもたちは近隣の小学校内にある子ども園を訪問して交流し、小学校1年生との交流会やお招き会に参加している。保護者に対して12月からの月の計画書の保護者支援欄に「スムーズに小学校生活が送れるよう必要に応じて生活面の見直しをしていくよう声かけする」「就学等の説明会やお招き会などの調整」が記載され、保護者に対して見通しが持てる配慮がされている。小学校教員との合同研修や意見交換会は4か所の小学校と、それぞれに2～3回行われている。 保育所児童保育要録は園長の責任で作成され、小学校へ送付されている。新保育所保育指針で示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿の視点」が反映されることを期待したい。	
A-1-(3) 健康管理			
57	A⑫	① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
	判断基準	a 子どもの健康管理を適切に行っている。 b 子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。 c 子どもの健康管理を適切に行っていない。	
	着眼点	○ ア 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。 ○ イ 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。 ○ ウ 子どもの保健に関する計画を作成している。 ○ エ 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。 ○ オ 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。 ○ カ 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。 ○ キ 職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。 ○ ク 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。	
	コメント	子どもの健康管理については、乳児担当の看護師が保健リーダーとして配置されている。健康管理マニュアルや看護師業務マニュアルに沿って、入園児の家庭調査票から子どもの病歴や予防接種の状況等が児童票に記録されている。日常においては登園時の視診や連絡帳、検温(0歳児と1歳児は毎日)等を通して健康状態を把握している。年間の保健計画は看護師が作成し、予防接種や健診等の情報提供、内科・歯科健診や身体測定等が実施されている。与薬や感染症等の取り扱いは、入園時に重要事項説明書や園のしおりで保護者に説明し、マニュアルに沿って対応されている。SIDS(乳児突然死症候群)については、2歳未満の子どもを対象に睡眠時にタブレットを活用し、10分間隔の記録を行い、保育士が必ずついて子どもの寝返りの様子や顔の向き等を確認して安全に配慮している。職員や保護者にSIDSについて周知し、子どもの正しい寝かせ方や「縦抱き」、「抱っこ紐の使い方」等について助言を行っている。	

項 目			評価結果
58	A⑬	② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
	判断基準	a 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	
		b 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。	
		c 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。	
	着眼点	○ ア 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。	
		○ イ 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。	
		○ ウ 家庭での生活に生かされるよう、保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。	
	コメント	健康診断や歯科健診の保育への反映については、嘱託医による内科健診と歯科健診が年2回（5月と11月）実施されている。健診結果は健康診断記録と歯科健診記録票に記載され、各クラス担任から保護者へ通知するとともに、健診結果を集計して「園だより」でも報告している。歯科健診の集計結果により、2歳児から虫歯の増加傾向が見られるため、食後のフッ素洗口を2歳児後半から開始し、3歳・4歳児クラスでは、歯磨きに関する絵本の読み聞かせを行い、歯磨きの習慣化に繋げている。健康診断時は、MR1期（麻疹・風疹混合ワクチン）の予防接種状況を看護師が確認し、未接種の場合は保護者に連絡し、乳児室前や玄関掲示板で予防接種の情報を提供している。	
59	A⑭	③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b
	判断基準	a アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	
		b アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。	
		c アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。	
	着眼点	○ ア アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。	
		○ イ 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。	
		○ ウ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。	
		○ エ 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。	
		○ オ 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要な知識・情報を得たり、技術を習得している。	
		○ カ 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。	
	コメント	アレルギー疾患や慢性疾患等のある子どもについては、食物アレルギー対応マニュアルが作成されている。アレルギーのある子どもについては、保護者に医師の診断書と園の様式を活用した指示書、除去食確認表を提出させ、アレルギー食解除の申し出時も医師の診断書の提出を義務付けている。保護者との連携については、栄養士や担当保育士と保護者を交えてアレルギー対策の懇談会を開催している。毎月、保護者に次月の献立表を提供し、確認を得るとともに給食会議でも除去食や代替食が検討されている。食事の提供は、他の子どもたちとの相違に配慮し、アレルギーのある子どもの食器は記名し、本人の顔写真とアレルギーを表示したランチョンマットの上に配膳している。食事は、各クラスともアレルギー担当職員が対応している。調理室では、アレルギーのある子どもの顔写真と除去内容を掲示し、確認しながら調理をし、トレイに配膳してアレルギー担当職員に手渡されている。調理師や栄養士は「食物アレルギーへの対応」等の研修を受講し、研修後は職務会等で他の職員にも周知している。事務室では緊急時の対応として、エピペンや抗ヒスタミン剤を預かっているケースもある。 食事の提供は、乳児クラスはテーブルを別にして対応しているが、1歳児は普通食の子どもと同じテーブルで行われ、2歳児はアレルギー食の子ども同士が一つのテーブルで4～5人一緒に食事をしているが、子ども同士による食器の取り違えが起こらないよう、細心の取り組みや工夫が望まれる。	

項目		評価結果
A-1-(4) 食事		
60	A⑮	① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。 a
判断基準	a	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。
	b	食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。
	c	食事を楽しむことができる工夫をしていない。
着眼点	<input type="radio"/> ア	食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。
	<input type="radio"/> イ	子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。
	<input type="radio"/> ウ	子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。
	<input type="radio"/> エ	食器の材質や形などに配慮している。
	<input type="radio"/> オ	個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
	<input type="radio"/> カ	食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。
	<input type="radio"/> キ	子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。
	<input type="radio"/> ク	子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。
コメント	<p>食事を楽しむ工夫として、3歳以上児は2階のランチルームでクラス毎に時間差をつけ、食べたい時に好きなテーブルで食事ができるようになっている。ランチルームは調理室と併設され、子どもたちが調理の匂いや様子を確認できる環境となっている。1～2歳児は各々2クラスあるが、先に食べたい子どもが一つのクラスで食事をし、遊びを継続したい子どもは他のクラスで過ごし、子どもの主体性を重視した取り組みがなされている。登園時は毎朝、玄関側に「今日の食材」としてニンジンやヘチマ等を展示し、時には冬瓜等も置いて大きさや匂いを感じてもらおうようにしている。食事は、子どもが食べられる量を盛りつけ、苦手な献立は完食できるように少量から始め、食べられるものが少しでも多くなるよう工夫している。食器はメラニン食器と一部陶器が使用され、子どもの発育や献立に合わせて2歳児はフォーク、3歳児はお箸と補助フォーク、4歳児からはお箸を使用できるようにしている。毎月、保護者に配布する献立表の裏面には「楽しく食べようニュース」を掲載し、「季節の食べ物や片付けも大切な食育」等が紹介され、栄養士により「朝食の大切さ」等をポスターにして掲示し保護者や子どもたちに伝えている。</p> <p>食育計画は、年間指導計画書にもとづいてクラス毎に作成し、5歳児は、自分たちで野菜を育てて収穫し調理を楽しむ等、実践されているが、栄養士による園全体の食育計画の作成が望まれる。</p>	

項 目

評価
結果

61	A⑩	②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
	判断 基準	a	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	
		b	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。	
		c	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。	
	着眼 点	○ ア	一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した献立・調理の工夫をしている。	
		○ イ	子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。	
		○ ウ	残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。	
		○ エ	季節感のある献立となるよう配慮している。	
		○ オ	地域の食文化や行事食などを取り入れている。	
		○ カ	調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。	
		○ キ	衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。	
	コメント	<p>子どもがおいしく安心して食べることのできる食事の提供については、乳児の離乳食は発達に合わせて前期食と中期食、後期食が用意され、アレルギーのある子どもには除去食や代替食が提供されている。毎日、食事の状況と残渣チェックを給食日誌に記録し、検食は園長等が行っている。検食簿には意見が記入され、月1回開催の給食会議で報告して検討され、献立に反映し、野菜の酢のものは酢の量を調整するなど、子どもたちが食べやすいよう工夫をしている。食材はヘチマやゴーヤー等、季節の野菜や果物を取り入れ、クービイリチー等の郷土料理や行事食（節分の鬼寿司、七夕のそうめん等）も提供し、クリスマスはバイキング方式で食事を楽しめるよう取り組み、ムーチー作りも実施している。調理員は配膳や食器の片付け時に子どもと会話をしたり、離乳食を担当した調理員は、乳児室で食事の援助をしながら1週間の喫食状況を確認している。栄養士も子どもの食事の状況を見たり、話を聴いたりしている。調理室は衛生管理マニュアルに沿って衛生管理が適切に行われている。</p>		
A-2 子育て支援				
A-2-(1) 家庭との緊密な連携				
62	A⑪	①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b
	判断 基準	a	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	
		b	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。	
		c	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。	
	着眼 点	○ ア	連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。	
		○ イ	保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。	
		○ ウ	様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。	
		○ エ	家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。	
	コメント	<p>子どもの生活を充実させるための家庭との連携について、保護者には日々の送迎時や連絡帳により子どもの様子を伝え、ラインも利用して連絡を行っている。保育内容等については、保護者の理解を得る機会として、個人面談やクラス懇談会、保育参加、給食の試食会、保護者役員会、保護者総会など保護者が参加する機会を設けて、共有できるよう支援している。 家庭の状況や保護者との情報交換の内容（個人面談など）を必要に応じて記録することが望まれる。</p>		

項 目

評価
結果

A-2-(2) 保護者等の支援

63	A⑱	①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
	判断基準	a	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	
		b	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。	
		c	保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。	
	着眼点	○ ア	日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。	
		○ イ	保護者等からの相談に応じる体制がある。	
		○ ウ	保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。	
		○ エ	保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。	
		○ オ	相談内容を適切に記録している。	
		○ カ	相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。	
	コメント	<p>保護者が安心して子育てできる支援については、保護者に日々の送迎時や連絡帳により子どもの様子を連絡し、ラインも利用している。保護者からの相談等に応じる体制としては、個人面談やクラス懇談会、保育参加、給食の試食会、保護者役員会、保護者総会など保護者が参加する機会を設けている。保護者からの相談に関しては、相談を受けた保育士から主任、園長へと報告し対応する体制がある。相談窓口担当を主任として、事務所の主任の席の前に相談窓口の表示がされている。子育て支援については、ファミリーサポートセンターなどを紹介している。毎月配布する献立表の裏面に離乳食だよりとして手づかみの時期の対応や食べやすい食材の紹介をしている。1歳児以上の献立表の裏には食材の使い方や栄養素の説明がされている。</p> <p style="text-align: center;">口頭での相談等についても記録を残すことが望まれる。</p>		
64	A⑲	②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
	判断基準	a	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	
		b	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。	
		c	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。	
	着眼点	○ ア	虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。	
		○ イ	虐待等権利侵害の可能性があると職員が感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。	
		○ ウ	虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。	
		○ エ	職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。	
		○ オ	児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。	
		○ カ	虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。	
		○ キ	マニュアルにもとづく職員研修を実施している。	
	コメント	<p>家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応と虐待の予防については、虐待対応マニュアルが整備され、権利侵害を発見した場合の対応が明記されている。クラス担当は健康チェックや着替え時、食事時間等に子どもの心身の状況や家庭での養育状況について把握するよう努めている。虐待等権利侵害がある場合は虐待担当、主任、園長と相談し、協議する体制がある。権利侵害などの恐れがある場合は、実際に事例があり、保護者と話し合い援助できるように取り組んでいる。緊急性の高い虐待対応としては子ども応援課や児童相談所、要保護児童対策地域協議会など関係機関との連携を図る取り組みがある。</p> <p style="text-align: center;">虐待防止研修は園長や職員も受講しているが、マニュアルに基づく職員への周知・共有のための研修の実施が望まれる。</p>		

項 目		評価 結果
A-3 保育の質の向上		
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
65	A⑳	① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。 b
判断 基準	a	保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。
	b	保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。
	c	保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)に取り組んでいない。
着眼 点	○ ア	保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り(自己評価)を行っている。
	イ	自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。
	○ ウ	保育士等の自己評価を、定期的に行っている。
	○ エ	保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。
	○ オ	保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。
	○ カ	保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。
コメント		<p>保育士等の主体的な保育実践の振り返り(自己評価)と保育実践の改善や専門性の向上への取り組みとして、保育士は、クラス担当同士で話し合い、記録を通して各年齢ごとの週の指導計画や月間指導計画について評価・反省を行い、子どもの姿をとらえ、次のねらいに反映させている。例えば「遊びの中で友だち同士の考え違いでトラブルが起きた場面が見られた」には「遊びや生活の中で相手の話を聞き、立場を考え、優しい気持ちを持てるようにする」ことを次の計画のねらいとして位置づけるなど、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。</p> <p>新保育所保育指針に基づく全体的な計画や年間計画についても評価欄を設定し、自己評価の実施が望まれる。</p>